

米国特許・商標庁がクリーン・エネルギー技術に関する試行プログラムを拡大し特許審査を加速

米国特許・商標庁 (USPTO) は審査中のクリーンエネルギー技術に関する特許申請について迅速な審査を行うため、試行プログラムの拡大を発表した。

このプログラムは、クリーン・エネルギー分野の発明を促進させ、新たなグリーン・テクノロジーがより早く登場する事を目的としている。

本来このプログラムの適用要件として、指定された USPTO 分類に制限されたが、この度その適用要件が撤廃された。USPTO のディレクター、David Kappos 氏は、今回の発表に際し、「グリーン・テクノロジーの試行プログラムに多大な注目が集まっており、発明が従来の分類に当てはまらない特許出願においても対象となる事を可能にしました。」と述べている。また、Kappos 氏は「プログラムの適用が広まった事により、新たな雇用機会を増やし、重要なグリーン・テクノロジーの開発をさらに加速させるだろう。」と述べた。

USPTO は試行プログラムでクリーン・エネルギーに関する現在審査中の特許出願による試行プログラムに適する請願書から、初めの3000件に特別ステータスを与え、審査が早急に行われる。

試行プログラムの対象となるには、出願には次のような要件がある：

- 新実用特許出願で、再発行・仮出願ではない事、
- 出願は2009年12月8日以前に提出された事、
- 請求項には、独立請求項3項以下、従属請求項20項以下と制限される事、
- 発明は対象となるクリーン・エネルギー・テクノロジーに関する事。

対象となるクリーン・エネルギー・テクノロジーには実質的に環境の質を向上させるもの、または：

- 再生可能エネルギーの発見または発明に貢献するもの、
- より効果的な利用とエネルギー資源の保護に貢献するもの、
- 温室効果ガス排出削減に貢献するもの、等。

過去に同プログラムに請願したものの、従来の分類要件を満たさなかった為にプログラムの対象とならず、棄却または否認された請願に関しては、請願が再び可能となる。再度請願書が2010年6月21日以前のものに関しては、当初の請願日付をもとに優先的に取り扱われる。

IN ENGLISH

著者

ロジャー・サドラー

(Rodger A. Sadler)

オリック・ニューヨーク・オフィス、
知的財産グループ、パートナー
rsadler@orrick.com

チー・チョング

(Chi Cheung)

オリック・ニューヨーク・オフィス、
知的財産グループ、アソシエイト
ccheung@orrick.com

リチャード・マーティネリ

(Richard F. Martinelli)

オリック・ニューヨーク・オフィス、
知的財産グループ、
シニア・アソシエイト
rmartinelli@orrick.com

翻訳

トレバー・ヒル

(Trevor Hill)

オリック・東京オフィス、
知的財産グループ、
マネージング・アソシエイト
thill@orrick.com

このプログラムに関する追加情報についてはこちらをご覧ください。

http://www.uspto.gov/patents/init_events/green_tech.jsp.

現審査中の特許出願のうち25,000件がこの試行プログラムの対象となる事が予測される。このプログラムは現在のところ先着3000件に限定されるため、可能な限り早く準備を行い、申し立てを行うべきでしょう。

2009年12月7日の締め切り以降の新たなクリーン・エネルギー関連特許出願については、USPTO の長年の審査促進プログラムに基づき優先審査を得ることも可能となる。

プログラムに関する詳しい情報及びクリーン・エネルギーの知的財産戦略に関しては、こちらのサイト

<http://www.orrick.com/fileupload/1813.pdf> または USPTO のサイトをご覧ください。

<http://www.uspto.gov/patents/process/file/accelerated/index.jsp>

お問い合わせ

再生可能エネルギーおよびクリーン・テクノロジーに関するお問い合わせは以下の弁護士まで。

マーク・ウィークス

weeks@orrick.com

Tel: 03-3224-2925

片山 洋一

ykatayama@orrick.com

Tel : 03-3224-2921

オリック・ヘリントン・アンド・サトクリフ外国法事務弁護士事務所

オリック東京法律事務所・外国法共同事業

〒106-6028 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー28 階